### ローチウス「戦争と平和の法」の研究 (續篇一)

――その國際法理論を主として――

教

致 授

一叉

Œ

雄

一、約定の解釋について(第三卷第十六章)は し が き

三、使節權について(第二卷第十八章)二、損害とそれに對する責任について(第二卷第十七章)

四、埋葬權について(第二卷第十九章)

絆と無知に對する抗爭と眞の敎育の必要の實感とであつた。 決せんとするの矛盾的行動を敢えて行い得ずただ身を全うせしめんと決心させたものは率直に言つて學問と愛の二つの していえば人間の無知の犠牲となつた人々の靈を慰めるべく、あくまで世の中のために生かせたいと思つている。一九 中支の各地に、言語に絕する四十老兵の恥を曝らしつゝも、敵なれば兎に角、鬼畜無知なる一部同胞の前にをいて死を 際法學者がこの非常時に學問的貢献を行い得ず、一未敎育補充兵として從軍することは、皮肉な運命とも感ぜられた。 てはとゝに繰かえさない。顧みれば私のグローチウス研究も十餘の歲月を經たが、それはすでに太平洋戰爭の序曲たるる部分をぬき出してグローチウスの國際法體系なる浮彫を作ろうとする企ての一端である。本研究の典據その他につい くなるかも知れぬことになつた。多くの同胞と苦難を共にするのはもとより當然のことではあるが、公事としては、國 豫知して最後の努力を試みていたが、應召の前日僅か十數章を殘して中絕せざるを得なくなつた。或は永久に續け得な 出來た。しかし一九四五年八月十五日遂に應召の身となつた。すでにその敷ケ月以前よりますますとの可能性大なるを 出來るかが問題であつたが、との今日限りなる氣持はむしろよき刺戟となり、二年餘にして第三卷に手をつけることが 滿洲事變、日華事變がはじまつた時から、太平洋戰爭の勃發、最高潮、そして終戰までの期間にあたる。そして個人的 身でもあつた。戰爭のさなか、日本的なるもの、東洋的なるものの追究の風潮は、私をして本格的グローチウス研究と にはその研究の初期にはすでに明日の應召を覺悟する身であり、國際法學にすべてを委ねつゝも、祖國の步みを憂うる いら形を採らしめ、遂に「戰爭と平和の法」全三卷の全譯を企てさせた。しかしこの大著のどこまで譯しをわることが 本稿はすでに發表したものの續きである。グローチウスの「戰爭と平和の法」全三卷のなかから國際法理論に關係あ(一) との體驗は因緣のグローチウス研究を基礎として、一言に

稿の、との續稿は、私にとつては全く萬感交々胸に迫るというわけで、とのはしがきにも、或は言わずもがなのことを にと思つて、「國際法外交雜誌」に掲載し、 助手や家族をして校正せしめながら、 留守中三回に亘つて連載せしめた論 四六年一月末、敗戰の祖國に歸り、無事なる書齋にはいりざま稿を續けて半年にして譯了した。應召前、少しでも活字

書きしるした次第である。

(一) 旣載分は次の通りである。

一、はしがき

二、「戰爭と平和の法」序言

戰爭とは何か、法とは何か (第一卷第一章)

公戰と私戰の區別、主權の說明(第一卷第三章)(「國際法外交雜誌」四三卷九號) 戦争を行ふことは如何なる場合に正しきか(第一卷第二章)(以上「國際法外交雑誌」四三卷七號)

六、戦争の原因、第一、自己及び財産の防衞(第二卷第一章) 七、人々に共通に屬する物について(第二卷第二章)

推定的抛棄と之に續く先占(第二卷第四章)

物の原初的取得 (第二卷第三章)

十、對人權の原初的取得(第二卷第五章)(以上「國際法外交雜誌」四三卷一一號

十一、承繼的取得 (第二卷第六章及び第七章)

十三、約定について(第二卷第十一章)

十二、遜常萬民法より生ずると言はれる取得、竝に支配權又は所有權の終了の時(第二卷第八章及び第九章)

十五、條約及び要認條約について(第二卷第十五章)(以上「國際法外交雜誌」四四卷一 十四、契約について(第二卷第十二章)

(二) 「國際法外交雑誌」四三卷七號の拙稿冐頭を参照

### 約定の解釋について (第二卷第十六章)

を提示し(第二節)、以下、多くの解釋の原則を擧げて説明を行つている。 の法と基準とについて決定權を有するものの慣用によれば通常なる如き意味にをいて理解されるべきである」との原則 「もし他の推定なければ通常の意味に従う」(Verha, si aliae conjecturae absint, intelligenda ex proprietate populari) 推定(conjectura) の二種で、時には分離し、時には結合して考えられるとなし、次に、まず基礎的な解釋原則として、 合は何の義務も存しなくなる、そこで、かゝることのないように、ある程度の確實性を確立すべきであるから、自然的 するが、内的行為はそれ自體理解し難いが故に、各人がその欲する意味を作り出すととによつて、自己を解放し得る場 べ、正しき解釋の規準は、最もあり得べき表示(signa)から、意圖を推知するととであり、とれらの表示は、言葉 と たねばならぬと命ずるのである、そうでなければ、道德的事柄ではいかなる結果をも生ぜしめ得ないからである、 グローチウスは約定の解釋論の冒頭に をいて、 約定者のみを考慮するならば、約定者が自ら自己を拘束せんと欲したことを、彼自身の意思で遂行する義務を有 もし他の結論に導くような推定を缺く場合は、 言葉はその起源より來る文法的な意味によつてではなく、「言葉 約定の相手方は、約定を爲した者に對して、正しい解釋が意味するととを爲すべきように、强制する權利をも 約定がいかにして外的拘束力を有するかの根本問題を取上げ と述

い術語の場合は、その各々の專門の學者の定義を用いることが必要である(第三節)。 術語はその術語的使用に從つて理解されるべきである (Verba artis ex arte)。 人々がほとんど理解しな

らのため (Conjecturis usum esse ex ambiguitate vocum, ex specie repugnantiae, aut quia sponte se ingerunt)。推 不明瞭なるか、矛盾せる表現の場合、或はもし推定が自然的にそのなかに含まれている場合は、 推定が用

H

チウス「戦争と平和の法」の研究

グローチウス「戦争と平和の法」の研究

定は、言葉または文章が「多義的」なる場合、即ち數箇の意味をもつ場合に行われる必要がある。同様に合意にをけるに、言葉または文章が「多義的」なる場合、即ち數箇の意味をもつ場合に行われる必要がある。同様に合意にをける であつて、普通一般に受取られる語義にすら反して、自然的に現われるほどであると と も あ る。意思の推定は特に素 「矛盾(evavruoфaveía)(repugnantia) 的表現」の場合にも推定が必要である。しかし時には推定自體が非常に明瞭(三)

民の用いる日の意味で理解すべきである如きもので、かくて素材との合致が見られるのである(第五節)。 (三)素材よりの推定 例えば日といふ言葉が、三十日の休戰というように用いられるときは、自然的な日でなく、

材、效果および前後關係よりなされる(第四節)。

る。けだし不明瞭な言葉の場合は、誤のない解釋を取らねばならぬからである(第六節)。 (四)效果よりの推定 これはより普通なる意味に取られた言葉が、理性に反した效果を生ずる場合には特に重要であ

る。起源に關するものは、たとえ異なる場所および異なる機會に述べられるとも、同じ意思から生するものである。と れより推定の必要が生する。けだし疑ある場合は、意思は一致したものと信ぜられるからである(第七節)。 (五)起源或は場所による前後關係よりの推定 前後關係 (conjunctum) には或は起源に、或は場所に關するものがあ

(六)合理的動機よりの推定 場所に關する前後關係のなかで、立法理由 (ratio legis) はその主たるものであるが、多

ゝるものが最も强いものである。けだし敷箇の理由があることはしばしば存することであつて、時には意思は、何の理 なかでも、もし意思があたかも唯一の原因の如き、ある確かな理由によつて動かされているととが確實な場合には、か くの者はとれを意圖と混同している。しかし、それは意圖の由來する表示の一つにすぎないのである。しかし、推定の

「種」に適用されたり、共通語がない時男性名詞が共通名詞として用いられたり、術語が日常の使用より廣義の意味を<sup>スままえ</sup> 由もなしに、自己の自由の力によつて自ら決定を爲すからであるが、義務を生ずるにはそれで充分なのである(第八節)。 (七)廣義と狹義との區別 多くの言葉がかく廣狹の意味を有する原因は多くあるが、例えば「類」なる名稱が、ある

有するように用いられる如きである(第九節)。

他の原因のための戰爭に關するものより大である如きである)。嫌忌的約定は、 單に一方當事者のみに負擔を與え、 或 意性は大となる(例えば平和に貢献するものは戦争に貢献するものより好意性は大であり、防禦戦争に闘するものは、 等に基いて爲され、かつ共通の利益を促進するものであつて、この利益が大にして擴大すればするほど、その約定の好 嫌忌的なのである。 しかし他の事柄が平等ならば』 (caeteris paribus)、 それはむしろ好意的と考えねばならない (第十 が、それが平和のために變更せしめるものである如きもの)、善或は變更の程度如何によつて、 に或る變更をもたらすものである。さらに、もし約定が混合的な場合は(例えば確かに以前の約定を變更せしめはする は一方に他方よりも大なる負擔を興えるもの、そのなかに罰を含むもの、行為を無效となすもの、および、以前の約定 あるものは嫌忌的 (odiosum)、あるものは混合的 (mixtum)、あるものは中間的 (medium) である。好意的約定は平 (八)好意的約定、嫌忌的約定、混合的約定および中間的なる約定の區分(約 定のあるものは好意的 (favorabilium)、 時には好意的、 時には

爲との區別はローマ法に由來するもので、萬民法に屬するものではない(第十一節)。(九)人民および王の行爲に關する善意の契約と嚴格なる法的契約との區別の排除 善 意 の行爲と 嚴格なる 法的行

- (一〇)約定解釋の規則 以上の意味や約定の區別に従つて次のような約定解釋の規則が出來る(第十二節)。
- (イ) 嫌忌的でないものにおいては、言葉は通常の慣用上存するそのすべての意味に從つてとられるべきである。 し數節の意味がある場合は、最も廣義のものを選ぶべきである(第一項)。
- の言葉は一層廣義にとられるべきであつて、技術上の意味、或は法の與える意味すらも含むのである。 (ロ) 一層好意的なものにおいては、もし話者が法を理解し、或は法律に巧みなるものの意見を利用するならば、そ しかし明かに

ローチウス「戰爭と平和の法」の研究

非本來的な意味に訴えるべきではない。但し、 況が反對のととを必要としない限り、固有の意味の最も狹い範圍に限るべきである(第二項)。 な意味すらとるべきである。たとえかゝる必要がなくとも、嚴格性のらちに明かな衡平と利益とが存する場合は、狀 合はとの限りではない。 他方不正または矛盾を避けるために必要な場合は、言葉の固有の意味が要求する以上に嚴格 そうしなければ、ある矛盾が起り、或は合意したととが無用となる場

られるのが通常である(第三項)。 從つて、遺贈や自己の權利拋棄の場合は、言葉がいかに一般的なものであつても、全く眞實と思われる事柄に限 嫌忌的なものにおいては、負擔を輕くするためには、比喩的な言葉(sermo figuratus)すら、時には認容され

例を擧げて上述の解釋の規則の適用を論じた後、約定の對物的、對人的の區別の說明を行つている(第十六節)。 義にとるべきである」との原則が生ずる――「カルタゴ人は自由たるべし」との言葉の意味 (第十五節) など具體的な事 同意なくしては戰爭を行い得ぬとの條項の解釋(第十四節)、——とこから「疑ある場合は自由を餘り制限せぬように狹 現在も條約の物權的性質、債權的性質として論ぜられている問題であるから、一寸これを考察して見よう。 かくてグローチウスは「同盟者」なる名稱に未來の同盟者も含まれるかどうか(第十三節)、とか、一人民が他の人民の は

その自由を護るために條約を締結する場合の如く、條約の締結原因が國家の自由なる狀態に固有のものなることが明か が恒久的だからである、さらに、國家の狀態が王國に變つても條約は存續する、何故ならば、首長が變つても體は同一 である場合は例外とする、 的なものと考えるべきでなく、合意中に人名が挿入されるのは何人と締結されたかを示すためで、これを人的ならしめ たるを失わず、王の行使した支配權は、依然として人民の支配權だからである」となす。ただし、例えば自由國家が (一一)對人的約定と約物的約定 即ち存績しないとなすのである。 グローチウスは「自由人民と締結された合意は物的性質を有する。けだしその主體 しかし、合意が王と締結されたからとて、直ちにこれを人

と締結されたこと(「・・・・および後裔のために」という表示となる)、或は一定の期間繼續すべきことが、條約に附加さ るためではない、從つて、條約が恒久的なるべきこと、王國の福祉のために締結されたこと、王自身およびその相續者

れた場合は物的となるのである。

のみならず、無暴にも行わないことについて相手方の思慮と忠實に信頼がをかれたと推定される、と述べている。つい盟の條約は好意的に、攻撃的同盟の條約は嫌忌的に傾き、且つ戰爭の場合はすべて、相手の方が不正に戰爭を行わざる 言葉の意味の解釋のほかに、推定から生する他の種類が存するとて、擴張解釋と縮小解釋の議論に進むのである(第二十 る」とと(第十七節)、「しかし王權の纂奪者には條約の適用はないとと」(第十八節)などを論じた後に、約定の解釋には(七) で「王と締結された條約は、たとえその王自身、或はその後繼者が、その從屬者によつて王權より斥けられても存績す れより」と言い、平和・交易のための條約は好意的であり、戰爭のための條約も、すべて嫌忌的とは限らず、防禦的同 グローチウスはさらに「もし推定が同等の場合は、好意的條約は物的なるもの、 嫌忌的條約は人的なるものと信ぜら

るととが歸着する理由が、約定者に影響を與える唯一の効果的原因であること、ならびに、その理由が約 定者によつ なくて、同一の理由が必要である、さらに、意思がそれ自體、理由の如何を問わず、充分な原因であるように、理由は 輕々しく之を認めてはならないとて、擴張解釋を行うには、非常に確實でなければならず、且つ類似の理由では充分で ウスは、これら以外の場合は、制限的解釋によるべきであるとなし、その生ずる原因を探究する。 て、その一般的な意味で考えられたことが確かでなければならないこと、を必要とする、と論ずる。 しばしば動くから、理由が存するだけでは充分でない、と述べた後、正しい擴張解釋たるには、我々が理解しようとす (一二)擴張解釋と縮小解釋 グローチウスはまず義務を擴大する推定たる擴張解釋は縮小解釋よりも困難であつて、 ついで、グロ

約定を含む言葉の意味のほか、次の場合に起る。

#### 3 意思の原初的缺如

は信ぜられるべきでないとの原則に基く。

- 意思が原初的に缺如せずとすれば、明かに矛盾を生ずべき場合(第二十二節)。 これは何人も矛盾を欲すると
- ii が附加された時、或はそれについて確かな合意があつた場合は、約定の内容は、それ自體のみで單純に考えられ るべきではなくして、その理由に關聯させてのみ、考えられるべきであるとの原則に基く。 それのみにて完全且つ有效なる意思の動機を與える理由が終止した場合(第二十三節)。 とれは、か」る理由
- iii 者の意圖から見るべきであるという通常の理解に基く。 目的物の缺如する場合(第二十四節)。 これは、 たとえ言葉が廣い意義をもつているとしても、目的物は、

話

ら(存在の可能性の)見地から、その下に、しばしばあるものが含まれると い う こ と、第二は約定は、それ自體に 後者については、グローチウスは、現事態が、前述のiに掲げた唯一の理由に基くことが全く明かである場合を別と の理由に關しては、それが現在、存在するかどらかという見地からでなく、道德的に考えられたその力がどうかとい(一〇)(一〇)。 とれらの推定について二つの重要な考察を行つている(第二十五節)。 即ち、第一は約定者 して、之を否定的に答えている。これは現在「事情不變條項」(clausla rebus sic stantibus)として知られているも 「もし事物が現狀に止まるならば」(si res maneat quo sunt loce) という默示的條件を含むか否かということで、

#### (# (# 生じたる結果と意思との矛盾

かゝる矛盾が生じた時は推定は意味を制限するのであるが、グローチウスはまず、これに關するギリシアの修辭學

者、特にこのことを最も正確に取扱つたアリストテレスの議論を考察した後、(一二) か」る矛盾する場合を二つ擧げている

不法なる場合、即ち、自然法または神意法の教えと矛盾する場合。 これは最も確かな場合で、かゝる場合は

義務が生じ得ないから、必ず例外とすべきである。

質の條件が、絕對的に考慮されるか否か、或は、考慮される人および事柄を、その行爲自體の結果に比例せしめ 判斷するものの見解から、義務があまりも苛酷であり、耐え難いように見える場合であつて、それは、人間の性 行爲の負擔が過大なる場合(第二十七節)。 これは言葉自體には、 ある不法なことを含まぬが、事柄を正當に

二十八節)。例えば書類の部分が矛盾する時の如きで、不適當な場所(sius locus)にある言葉がその最たるものであ 以上は自然的理性に基く制限的解釋の場合であるが、他の意思表示によつてこれを必要とする場合が存し得る(第 るか否かを問わない。(一三)

辭學者のいら「狀況から發生する矛盾」である。そこで、かゝる書類のいずれの部分が優先するかが問題となるが、 るが、これは直接に矛盾する言葉ではなく、ある豫期されぬ事態の結果、互に矛盾する言葉であつて、ギリシアの修

i「許容するものは命令することに從ら」(quod permittit cedat ei quod jubet) これより「認可は許容に優先 する」(sanctio valet-plus permissione) という原則も生ずる。

とれについてグローチウスは次のように定めるべきであるとなす(第二十九節)。

;「一定の時に爲すべきことは、いかなる時にも爲し得ることに優先する」(quod faciendum est certo tempore, ei praeferatur quod quovis tempore fieri potest) が生ずる(禁止的合意はあらゆる時に拘束力を有するが、命令的合意は、時が明示された場合、或は命令が默示 これより「禁止的合意は命令的合意に勝つ」、 という原則

グローチウス「戦争と平和の法」の研究

的禁止を含む場合を除いて拘束力を有しない)。

iii は、刑罰を附加したものが、これを缺くものに優先し、より大なる刑罰で威嚇するものが、より小なる刑罰をも つものに優先し、一層正直なるか、或は一層有用なる理由を有するものが、然らざるものに優先し、後に述べた また「特殊的なものは一般的なものに勝つ」(specialia efficaciora esse generalibus)。 禁止的合意のなかで

.w 宣誓の義務を有する合意は、之を有しない合意に優先する。ととが、先に述べたととに優先する。

定を爲すものであるから、その言葉は絕對的且つそれ自體完全なる限り、事柄の形式を 決 定 す る、但し、條件受諮前 あるとなし、ある人民の間で、萬民法に關する事柄について、國民法が萬民法として受容されたことが明かな場合は別 やの問題をとりあげて(第三十節)、「他に合意なき限り、書類は契約の實質的部分(pans substantiae)ではない證據と (第三十一節)、最後に、條件の受諾者と、申込者のいずれの言葉を一層考慮すべきかについて(第三十二節)、「受諾者が約 として、王及び人民の契約をローマ法によつて解釋すべきであるというようなことを輕率に認めるべきではないとなし して用いられる」、然らざるときは、「條件が 書き認められ、かつ 相手に手交される日より」、有效となることが慣例で かくてグローチウスは、疑あるときは、契約は書類が完成され、かつ引渡された前に完全なりと考えられるべきや否

以上で、我々にとつて當然なるものの淵源の一たる合意に關する理論を終つたのである。

は、申込者は拘束されぬ、」となす。

- (一) ウィルギリウスの「アエネイドス」中の古い條約方式に「邪まなる僞りもなく、これらの言葉は、今日こゝにおいて最も正しく 理解される如く」とあるが、これもこしに適用されるとなす。
- 「修辭學者はこのことを『不明瞭』(áμφιβολία) と呼ぶが、論理學者は一層立派に區別して、一つの單語が多くの意味を有する

場合は『同義』(ôμωνυμία)と呼び、もし文章の場合は『不明瞭』と呼ぶ」。

- (三) グローチウスはその理由として「かくる場合もし可能なれば、各部分が相互に調利するように推定が行わるべきであるから」 うとて、二條約間の效力關係の理論上重要な問題を提示する。グローチウスは續いて曰く、全くのところ行爲の性質は意思に依據す るのであつて、その行為は、或は法規、遺言の如く一方的に、或は契約の合意の如く雙方的に、新しき意思行為によつて、とれを變 となし、矛盾が現に存する場合は、何人も同時に矛盾するものを欲し得ないから、締約者間の後の合意が前の合意に優先するである
- グローチウスはこの例として、結婚のために爲された贈與は、結婚が行われない場合は有效とならぬことを擧げている。

|得る、かゝる場合は、言葉の明かな不明瞭性は、これを推定に訴えざるを得ない、と。

- (五) グローチウスは、この區別を排除するものの、ある意味では、適用の餘地あることを認めている。
- 議論に反駁を加え、宣誓は人を越えて移らないが、約定はそれ自體相續者をも拘束し得ること、また宣誓が附加されるのは一層大な る宗教的良心を加重せしめるためで、約定自體のなかには充分なる效力が含まれていると述べている。これに關聯してリウィウスの 現代を特徴ずける神の無視はまだ到來していなかつた。當時においては、人々は解釋によつてその官誓と法規を自己の欲するよう こゝでグローナウスはボダンが宣誓を理由として王の條約が相續者に移らないとの議論、および、條約は宣誓を基礎とするとの
- その理由は玉が王權の保有を失つても、依然として王權は王に屬するというにある。

に適應せしめることなく、むしるその行爲をそれらに從わせる慣わしであつた」との言葉は警世の教訓である。

- 同意を與えない以前に、 王權の纂奪者が、眞の王の意圖に基いて戰爭で攻擊された場合、或は自由人民の抑壓者が人民の側で、その抑壓に對して充分の 戦争で攻撃された場合は、かゝるものは占有を行つても權利をもつていないから、 條約違反などという問題
- ウァレリウス・マキシムスなどの著作を擧げている。グローチウスはこゝで「異なる方法による委任の執行について」論じ(第二十 節)、定められたものが、特別の形式で規定されず、他の方法でも同様に履行し得るとの一層一般的な考慮によって規定されてし これらは、ギリシアの修辭學者の「言葉と意味について」とか「推理により」とか題するものに書かれている、とて、キケロ、
- (一一) グローチウスはこの例として、軍隊又は艦隊を一定の場所に入れてはならぬ、との規定が設けられた場合は、無害の意圖を以

英譯では reason 佛譯は motif 佛譯フォデレの譯註には「惹思を動かすもの」とある。

ることが確かな場合は許される、となす。

(一二) アリストテレスは自然的理性から意思を判斷するために、知「性に「判斷」「良識」即ち「正當なることの分別」(aequiprudentia)(英譯ケムブリッヂ版では equitable insight) なる特別な力を與え、また意思には「正當性」卽ち「衡平」(aequitas) できないから、話者が、もし現に在つたならば、例外としたであろうと思われる場合を例外とするため、ある自由が必要とされる、 テレスの議論を、遺言にも、合意にも、それぞれの限界内で適用すべきである、けだし、すべての場合は豫見もできず、また説明も なる力を與え、これを以て法規がその一般的表現のため缺如しているものの匡正であると定義した。グローチウスは、このアリスト てしても、これを爲し得ないことを擧げ、その理由として、この合意は、一定の損害のみでなく、一切の可能なる危險が考慮されて しかも、かゝる制限的解釋は無暴にすべきでなく、(それは自己を以て、他人の行爲の支配者たらしめるから)、充分なる合意があつ

(一三) この例として、グローチウスは、援助を約定した者は、自身が軍隊を必要とする限り、即ち、その内部に危険ある限り、口質 を設け得ることを擧げている。そして相手方にとつてその事柄が有利か否かの判斷を行うべきではないとして、キケロに反對してい

たときにのみなすべきである、という。

# 一 損害とそれに對する責任について(第二卷第十七章)

グローチウスは次に不法行爲論に入る。まず不法行爲(maleficium)を以て旣遂たると未遂たるとを問わず、人が、

じないから、かゝる適性が併存する場合は、嚴格なる意味における權利から正確に區別すべきであるとなす(第三節)。 味で權利と呼ばれ、かつ配分的正義の對象となつている適性のみによつては眞の所有權も、從つてまた返還の義務も生 に損害の語義を明かにした後、損害は嚴格なる意味における權利と牴觸するものであるとなし(第二節)、非本來的な意(二) 共通的に、或は特別の性質の理由によつて、人々の爲すべきことと矛盾する一切の過失 (culpa) なりと定義し、かり る過失より、損害が生じた時は、自然によつて、ある義務即ちとれを賠償すべきととが生ずる、となす(第一節)。さら

責任發生の限界、責任者の順序、不法行為の諸態様を論ずる。かくて、强制による契約の效力に關聯して、戰爭と强制 の問題がとりあげられる。 ついで損害が果實にも及ぶこと、 利得の喪失の場合、直接損害と間接損害、不作爲による損害などを論じた後、さらに

し、從つて、海賊や盗賊から區別されるべきであるとのキケロの議論を認める。しいと考えられるというととになる。とゝでグローチウスは、公敵は萬民の同意によつて我々と共通の多くの權利を有じいと考えられるというととになる。とゝでグローチウスは、烹味 うな原因を與えた者は自己がその責任を負わねばならぬ、けだし本意より生ずる不本意(involuntarium ex voluntario) 原狀を回復せしめる義務を有する、となし(第十七節)、但し、自然法によれば、暴力または恐怖によつて强制されるよ る」との規則を導入した。そこで、かゝる戰爭の恐怖は、戰爭によつて取得されたものの返還が要求され得ないほど正 權の權威によつて行われ、且つ宣言されたすべての戰爭は、下述の外的效果に關しては正しいと考えられる べ きであ いと考えられる恐怖であるとて次の如く論ずる(第十九節)。卽ち、以上の規則にかゝわらず、萬民の合意は、「雙方の主 は道德的には本意と考えられるからであるとなす (第十八節)。 グローチウスはこゝで戰爭の恐怖は萬民法によつて正し グローチウスは詐欺、暴力または不正の恐怖によつて契約または約定をなさしめた者は、相手方の

時、支配者が、それらの惡人の行爲を利用したか、或は保證金を要求しなかつたかのいずれかの理由で、 べき義務があり、 なる程度まで責任を負うか」の問題をとり上げる(第二十節)。卽ち、彼は、「王および長 官は、盗賊および海賊を防止す を負う」となし、さらに彼の祖國の「支配者が海上において、敵に對して捕獲(praeda)を行ら權力を與える認可狀 (二)下級者の不法行為に對する國家責任 かつ可能な場合において救濟手段を講すべきに拘らずとれを爲さぬときは、その不作爲に對して責任 彼等のあるものは友人の財産を奪い、 次にグローチウスは、「從屬者が生ぜしめた損害に對して國家 權力はいか。 ボラスス・キウィリス 祖國を捨て、召喚に應ぜず、海を 彷徨 とれらに對し

チウス「戰爭と平和の法」の研究

般的原則ではなくして、特別の理由から水兵その他のものに對する事件に導入されたものである、と論じている。 屬せず、國民法に屬するものであり(但し、 この紛爭問題庁萬民法によつて 解決せられねばならない)、またそれは 證據によつて認められる、となし、「何人も自己の過失なくして その使者の行為に對して 責任を負う」ことは萬民法 令に反して友人を害しても、責任を負わぬことはフランス憲法(第三卷第三象、一五八三年憲法の第四十四章)とイギリスの 務を有していない。けだし認許狀なくとも、 等加擔していない。法規によつて、友人に害を加えることを禁じたし、またいかなる法規によつても保證金を求める義 は軍隊を集め得ないので惡人の行爲を利用せざるを得なかつたのだ、と附加している。次に「王はたとえその兵士が し得た、というのである。また、人々が惡人になるであろうかどうかに、全く豫見し得なかつたこと、 からで(かゝる許容は同盟者に與えた損害の原因とはならない)、かゝる許罕なくてさえも、私人は船を武装して航海 である」というのであつて、その理由は次の通りである。「支配者自身は不正なる捕獲の原因を與えず、 場合にとれを罰し、或はとれを引渡す以外には責任はない、しかし强奪者の財産に對して裁判を行うように配慮すべ て責任を負うかどうか」の問題について諮問されたとき與えた彼の問答を掲ける。卽ち彼は「支配者が罪人を發見した ついで、彼は「自然法によれば過失なき所有者は一切責任を負むぬ」との過失責任論を自己の奴隷、 かつて行われたように、敵から强奪する權力をすべての從屬者に與え得た また他の方法 動物または船舶 またそれに何 K 命

の生ぜしめた損害について展開した後(第二十一節)、名譽及び名聲に對する損害とその賠償方法を論じている(第二十二

- ギリシア人はこれを 「怠慢に對する訴權」と稱する。
- 爲されるとを問わず のである、と。即ち、「ある者が―――單なる自然法によると、 損害(damnum)はラテン語では「収去る」(demo) ギリシア語では「より少きもの」(gharrow) という意味の言葉か 彼自身に屬するより以下のものを有すること」である。グローチウスの註譯參照: 或は所有權、 合意または法規によるような人間行為の附加によつて

となす。この公敵の權利については、キチロ「義務論」三卷二十九章百八節、ボダン「共利國論」五卷六章 盗賊が恐怖を用いて何ものかを奪取つた均合は、宣誓が妨けぬ限り、その返還を要求し得るが、公敵の場合は要求し得ぬ

## 〓 使節權について(第二卷第十八章)

は、一時はあたかも二民族の如く考えられるのである、となす。かしい場合、或はまたほとんど平等の權利を有する二人のものが王權の相續を爭う場合の如きで、かゝる場合、一民族 利をもつ限りにおいて、また一部従屬者は、従屬者でない部分について、それぞれ使節權を有するが、 公 。戦 に破れ らの支配權に屬せぬ自由なる土地を外國と考える」との說明を支持し、さらに、不平等條約の締結者は引續き自己の權(二) 規にかゝる權利の行使が行われるが、これは、例えば、人民が殆ど全く平等に二分して、いずれに支配權が存するか疑 て、主權を、それに屬する他のものと共に奪われた王は使節權をも失う、となし、内亂においては、時に必要上、不正 者は國民法によつて支配されるとなす。そこで、これに關聯して「外國人」なる定義に觸れ、ウィルギリウスの「われ てであるとして、地方の使節、都市の使節その他と區別し、前者は相異なる民族間の萬民法によつて支配されるが、後 權がいかなるものの間に生ずるかの問題に入り(第二節)、これは最高支配權を有するものが相互に派遣する使節につい にとつての條約の神聖、人類の條約、および使節の身柄の神聖がどとにも見られる、となす(第一節)。次にかゝる使節 侵性 (sanetimonia)、使節に關して遵守される萬民法、神意法および人意法、諸民族間における使節權の神聖、諸民族 した義務」の論議に移る。そしてとの種のもののうちで主要なる使節權をとり上けて、使節の任務の神聖、使節の不可 、ローチウスは、以上によつて 「自然法より生ずる權利」 についての論述を終り、「意思的と呼ぶ萬民法が直接導入(一)

1 チウスは、 萬民法と認められる使節權には使節が 受諾されるべきこと、 便即か不可侵な

п

チウス

「戰爭と平和の法」の研究

あろう。(四)(四)の發達の要因たる秘密政治、秘密外交に對する嫌忌より、グローチウスをしてかゝる見解をいだかしめたと見るべきでの發達の要因たる秘密政治、秘密外交に對する嫌忌より、グローチウスをしてかゝる見解をいだかしめたと見るべきであろう。 時を擧げる。とゝで興味あるととは、グローチウスは、現在慣習的となつている常駐使節は、とれを知らなかつた古代 遣の原因が疑わしい時(人民を煽動する疑ある時の如し)、使節が適當の「位」をもたぬ時、或は不適當な時に來たつた の慣習から見ても、 不必要なことが判るとて、 最高の權利によつ てとれを斥け得るといつていることであるが、 とれ される者、或は派遣の目的となる事項から生する、となし、各々の理由の例を示す。その第三の理由の例としては、派 を命ずるのでなく、理由なくして使節を斥けることを禁ずるのであつて、かゝる理由は、使節を派遣する者、或は派遣 ウェストファリア講和條約以前の政治的、通商的關係の發展を未だ經驗しない當時にあつては、この常駐使節制度 の二つがある、 となし、まずその第一について考究する(等三節)。即ち、萬民法はすべてのものが受諾されること

節の身柄に關する學說を槪觀した後、そのいずれもが採り得ないものとして、彼の理論を論述する。卽ち、「この法は、第二の不可侵性については、學者の議論もわかれているとて、詳細なる說明を行つている。グローチウスはまず、使 認めて、使節に闊する規定を作り得る、けだし、一方では、重大なる不法行為を行つた者に對して刑罰を課することは は單なる先例だけでは、解決し得ないから(先例は雙方の側に充分に存する)、學者の判斷に訴えぬばならぬ、となす。グ て、最も促進されるからである」となし、そとで、いかなる程度まで民族が同意しているかを考えねばならぬが、とれ 有用であるが、他方、使節も有用で、その派遣を容易ならしめることは、その安全を出來る限り確かとすることによつ 自然法の如く、確定的な理性から生するのではなく、萬民の意思に從つて形成される。民族は、一般的に、或は例外を ことを抽出し、一方、善と衡平、卽ち純粹な自然法は、不法行爲者を罰することを許すとのサルルスチウスの見解を斥 ーチウスはこゝでリウィウスの見解より、敵對行為を行らほど重大な不法行為を行らものにすら萬民法が適用される

なるととを企てる使節に對しては防禦するととは許されるが刑罰を課し得ない」との結論に到達するのである(第四節)。 殺し得るが、それは刑罰の様式によつてではなく、自然的防衞によるものである」となし、 後は不可) けて、 る害、特に國家に對する害を防止することに關係がある。それ故、切迫した危險を避けるためには とを要求すべきである、と。こゝで、グローチウスは「すべての人意法は、最大の必要の場合は、拘束力がないという 罪が一層悪質で、 國の領土外にあるものとされる、このため、彼等は彼等の居住する國の國民法に服しないのである。それ故、もし使節 ような性質をもつが、この原則は使節の不可侵性に闘する規則についても適用されよう。 が侮蔑すべき不法行爲を行つた場合は、これを看過するか、或はその國境から退去することを命ずべきである、 たかも一種の擬制によつて、とれを派遣する者の人格を代表すると考えられ、從つて同様の擬制によつて、 受諾された共通の慣習が、使節の場合には例外となる」との見解を述べ、との理論を次の如く詳說する。 もやはり支持されるとて、この不可侵權なる特權を、共通の權利に何か附加されたもののように理解すべきであると論 以上の不可侵權に關する法規は、使節を接受する者を、これを接受した時から、 しかし使節を派遣すべきでなく、强つて派遣するなら敵として 取扱うべきことを警告することは出來る、 (自然法が通常許容する多くのことを禁するところの)萬民法に反する、となす。ついでこのことは推定によつて 萬民法は、 こゝで再び種々の議論を槪觀した後、「外國の領土內に住む者はすべて その國に服從するという 諸民族によつて 他に適當な手段のない場合は、 刑罰を課さねばならぬとは認めない、かゝる最大の必要は、處罰の場所、時および様式よりも、 使節および、彼等の如く公の誓約の下に來たものについて例外を設けるから、使節を裁判にかけるこ 國家に害を與えるものである場合は、使節を派遣した者に送還して、これを罰するか、或は引渡すと 使節を抑留し、訊問し得る、しかし、もし使節が武力に訴えるならば、とれを 默示的合意ある如く拘束する しかし、との最大の必要とい かくて表題にか」げた危險 (危険が避けられ むしろ重大な 即ち使節はあ 使節は接受 また、 (第五

尊嚴が侵害されたものと理解される。 由なくして使節が虐待される場合は、萬民法が侵犯されるのみならず、使節を派遣した者とこれを接受した者の友好と 諸人民の敵國に赴き、或は敵國から來た場合、或は敵對行爲を企てる場合は、これを殺害さえなし得る。もしかゝる理 使節權に關する法規は、使節が許可を受けるととなく通過する領土の人民には適用されないのであつて、もし使節が、

虐待した者より派遣された使節に對して報復權(jus talionis) によつて とれを殺害し虐待し得るかの問題を取上げ(第 法が國家間の規範であるとの立場から、外交使節なる個人の主體性を否認するものである)と全く異なるものとして興 遣される者とも、默示的合意が爲されたと見るべきであつて、從つて、派遣した者に危害が行われなくとも、派遣され 七節)、萬民法は使節を派遣する者の尊嚴を保護するのみならず、派遣される者の安全をも保護するから、後者、卽ち派 とのグローチウスの見方は、その後の通説、卽ち、外交使節の特權を派遣國の權利の反射と見る學說(卽ちこれは國際 た者には危害が行われることになると、なす。外交使節そのものと、之を接受する者との間に默示的合意が存するとの 結し得ないからとのととは當然であるとなし(第六節)、さらに使節に對する報復の問題、卽ち自國の使節を殺害し又は 次に、公敵の間におけるのみならず、私敵(inimicus)の間においても、一度接受された使節は萬民法の保護を受け **戰爭中は、使節を通ずる以外交渉し得ないような多くの事柄が生ずるのみならず、講和自體も他の方法では全く締** 

節の債務に關聯して、その債務回收の方法が困難だから使節と契約するものはないだろらといらことは理由ないとて、 節の居住國の認許によるべきであると論じ(第八節)、不可侵權はまた使節の動産にも及ぼされること(第九節)を論じ、使 『シタセンダ(七)(七)の、変はまた避難者を使節の住居にかくまうところの庇護權を有するか否かは、かゝる權利は萬民法に屬せぬから、使か、或はまた避難者を使節の住居にかくまうところの庇護權を有するか否かは、かゝる權利は萬民法に屬せぬから、使 次に、この不可侵權が使節の欲する場合は、使節の隨員にも及ぼされる、但し、自己の家庭に對して裁判權を有する 味がある。

强制 に服しない王ですら債權者があることを例示し、强制權なき義務 (信用に基く契約) の例を舉げている(第十節)。

最後にこの使節權の重要性を强調してこの章は終つている(第十一節)。

- これらの權利には、萬民の意思法より生ずるものは僅かしかなかつたし、 しかも、 それは、 萬民の意思法によつて自然法に若干
- 附加されたものにすぎなかつた、とグローチウスはいう。

「アェネイドス」第七卷第三百六十九節。

- 海賊や盗賊は萬民法を援用し得ぬが、時には、誓約をなして使節權を取得することもある、
- (四) なお、これについては佛語版二卷三二九節以下のフォデレの註譯を參照。
- 節の派遣者に抗議して彼の決定に委ねるべきであるとなし、或は等三者たる王或は人民に協議すべきであるとなす。 となすもので、その理由は、 第三は、この處罰を該使節の接受間の狀態或は貧嚴を害したものに限るとなす。第四は、この權利すら危險であると考えて、 法が含れてをり、 てのことについて暴力を加え得るのでははなく、使節が萬民法を侵害した場合にのみこれを加え得るとなす。これは萬民法には自然 これらの説には次の如きものがある。第一は、使節の身柄は、萬民法によつては、ただ、 從つて使節は國民法に違反する不法行爲を除く一切の不法行爲についてこれを罰し得るから、 使節の特權は共通の法規に從つてこれを說明すべきであるというにある。 不正なる暴力から保護されるにすぎぬ 第二は使節に對しては、 非常に廣汎である。 或は使
- 節を派遣した者以外の者に對して使節の行爲について說明を與えるべき義務を負うとすれば、 對してもし使節を派遣する者が、その行為を承認するならば使節の處罰は戰爭の惹起を冤れしめぬであろう。他方、 を果し得るのである。 れ得るが、もし彼が刑罰を與えることを欲しないならば、犯罪を承認したものとして、彼、 犯罰の外貌を備える事柄について使節を糾彈し得ないことは殆どあり得ない。 まず第一に、 普遍的な危險は、 '.けだし使節を派遣する者と、これを接受する者との見解は相異なり、しばしば相反するから、ほとんどすべての場 使節の安全は刑罰より生ずる利益に優るとの考察がある。けだし、刑罰は使節を派遣する者によつて、 外交使節がいかに陰謀術策を事としたかが判るようである。 あらゆるものは、多くのものが戰爭に捲込まれるよりも、一人を罰する方がましだと反對しているが、これに 普遍的な法規の衡平と利益を確保する見りからも、 充分の對象たり得るのである。 しかも、 即ち派遣する者に對して戦争による刑罰 あることが疑の餘地なきほど明瞭なもの 使節の安全は極めて不安な狀態にをか グローチウスのこ もし使節が、

あつて、最後的には、領土外に存する債務者の場合に通常用いられる方法に訴えることができる、となす。 ある。それ故、もし使節が負債を爲し、その居住する國に何等不動産を有しない場合は、彼に對して、友誼的に支拂を要求すべきで |使節の動産(所持品と考えられるもの)は擔保として、或は負債の支拂のため、これを差押えることを得ず、裁判所の命令によ 王によつてすらもこれを行い得ぬ、けだし使節が完全な安全を享受するには、すべての濕制から冤かれるべきであるからで

### 一 埋 葬 權 に つ い て (第二卷第十九章)

法の理念の解明が再び行われている。そして、死體の埋葬といら人間の最も粗朴な問題を對象とする關係からであろう の、グローチウスの自然法理念を知るには極めて重要と思うのである。 が本書のなかでも最も强烈にそ の解明が行われている箇所である。 したがつて、 本章は埋葬權に ついてとはいうもの 次にグローチウスは、意思に淵源を有する萬民法から生ずる死體の埋葬の義務の論議に入るが (第一節)、 こゝで自然

ロとヨセプスはこれを自然法と呼び、イシオドルスは「自然の法規」(φύσεως Oεσμός)と呼ぶ。こうでグローチウス (ěθos) のなかで、また父のセネカは不文法ではあるが、すべての成文法よりも確かな法規のなかで、之を認め、フィイン (1) (1) (1) を體の埋葬義務については、ディオ・クリソストムスは、彼が「制定法」('eyypùфos) に對比させ てい る「慣習」 「諸國の法にして世界の盟約」(leges terranum et mundi foedera)、 タキツスは「人類の運命的任務」 (commercium

「人閒性を失う」(exuo hominem) と言い、皇帝レオは「自然に對して不名譽を齎らすこと」と言い、イシオドルスはsortis humanae)、リュシアスは「共通の希望」(spes communis) と呼び、これを妨けるものを、クラウディアヌスは(一〇)

「神聖なる權利を侵害すること」と言つている。

のなかで(第五百六十三行)とれが「神々の法」(νόμος δαινόμων)と呼ばれている。またソフォクレスの著書のなからのが慣わしであつたから、この死體埋葬の權利もやはり、神々に歸せられた。かくて、エウリピデスの悲劇「歎願者」 權利、(不平等なるを問わす)契約より生ずる權利などがある、 けだしこれらすべてのものは、 たとえある程度自然法 つて義務を生ぜしめる權利としては、これらのほかに例えば長期間に亘つて占有された物に對する權利、無遺言相續の 實例を擧げる。さらにグローチウスは重罪人の場合(第四節)、「自殺者の場合」(第五節) を論じた後、萬民の意思法によ 爲されるべきであるとて(第三節)、これを「戰爭の共通の權利」「戰爭における共通の事柄」と呼ぶ古人の言葉を引き、 生じたかにつき(第二節)、死體埋葬の起源とその理念について詳細に論する。次に、かくる埋葬が公敵に對しても當然 虔」「人間の運命の記憶」「寬大」「正義」「親切の行為」などと呼んでいることを指摘した後、次にこの權利がどこから 間愛」、「人間愛と親切」「同情と宗教的良心」「同情と人間愛」「人類の共通性の同情」「人類の運命的任務」「同情と敬 あらず、最古より之を生じ、その起源は秘められたり。されば予は入間の怒りに支配せられたる頑なる心も て之 を忘 ターにもあらず、人類にその他の權利を與えし亡靈の神々の正義にもあらず。人間の出生たる汝の命令が不文なりとい で、アンチゴネは、ポリニケスの埋葬を禁じたクレオンに答えて曰く「けだしこの命令を制定せしは、最高の神ジュピ れ、萬能の神の復讐を受くべきか」と。かくてグローチウスはこの死體埋葬の義務を多くの學者が「德」と呼び、「人 えども、神の意思によりて命ぜられたる永遠の法規を破り得るほど强しとは予は信ぜず。そは近々に效力を生じたるに グローチウスは續けて言う。古人は文明人に共通なる權利を一層神聖なものとするため、神がとれを作り給うたと言

にその淵源を有するとしても、それらは推定の不確定性、または、しからざる場合は、自然的理性が暗示するように思

- われるある例外に對抗して、人意法からも一種の支持を受けるからであると附加して、この章を終つている。
- (一)「慣習について」(「辯論集」第七十六章)
- (二)「論爭集」第一卷第一章第十四節
- (三)「ユダヤ人の戦争」第四卷第六章第三節
- (四)「書翰集」第四百九十一節
- (五)「雜史」第十二卷第六十四章、第十三卷第三十章

(六) エウリピデスは「パレスタインの殉教者について」第九章で「自然の法規」について述べている。

(七)「汎アテネ論」

- (八)「パリサリア人」第七卷第八百一節
- (九)「テーベ人」第十卷第六百四十二節
- (一○)「年代記」第六卷第二十五章
- (一一)「辯論集」第二章第九節
- (一二)「ギルドとの戰爭」第三百九十七節以下

(一三)「新勅法」第五十三章

(一四) ソフォクレスの「アジャッス」第千三十行。 いて述べている。 同じ著者は「アンチゴネ」第四百五十四行で「神々の法児」(Otâv vójuos) につ